

令和8年度 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という認識に立ち、いじめの問題には、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭・地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。

また、いじめの問題の解決には、生徒に「いじめは、人間として絶対許さない」ことであるという人権意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校の目指す生徒像に掲げる「他を認め、自他を思いやる行動のできる生徒」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対するどんな些細なことでも敏感に感じ取る力を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義【法第2条】

いじめとは、本校生徒に対して、本校に在籍している当該生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為である。
- (2) いじめは人間関係のトラブルが起因となっている傾向があるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育のあり方に大きなかかわりを持っている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) 具体的ないじめの態様は以下のようなものと捉える。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場があるように、生徒指導の三機能を生かした教育活動を推進する。

（三機能とは、自己存在感・自己有用感を与える。共感的人間関係を育成する。自己決定の場を与える。ことをいう。）

- (3) 学校生活全体において言語環境を整え、教師と生徒の信頼関係を醸成する。
- (4) 全教師が二戸授業モデルの授業実践により、わかる授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置をして、道徳や学級活動等の充実に努める。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動等に対する支援を行う。
- (8) 学校のホームページへの掲載、PTA総会、期末時のアンケート実施時等に基本方針を保護者及び地域住民に周知する。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級会活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向かってどうかかわったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する場を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。
- (4) 保健室と連携を図り、「心とからだの健康観察」を活用して、生徒一人ひとりのセルフケア・ストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置し、次のような機能を担う。

(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、各学年主任、当該学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- イ いじめにかかわる研修会の企画・立案
- ウ 未然防止、早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果集約・報告
- オ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- カ いじめ事案発生時の解決に向けたリーダーシップ

(3) 開催時期

原則月1回、適応対策会議の前に、定例会を開催する。ただし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで適宜開催する。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による、いじめ防止に関わる啓発活動
- (2) 生徒会による、いじめ防止に関わる生徒会活動

5 家庭・地域との連携

- (1) 本校のいじめ防止基本方針を校報に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針等について説明を行う。

- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。また、通信等でいじめの問題についての保護者の意見等を紹介する。
- (4) 年2回開催する学校評議員会議で、いじめ防止等の取組の情報交換を行う。
- (5) 年2回行われる地区民生委員会議で、情報収集・情報交換に努める。

6 教職員研修

いじめの防止に関する校内研修を年間計画の中に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) 年度初めにいじめ問題についての共通理解を図るための校内研修会を開催する。
- (2) 各学期に1回ずつ、全ての教職員の共通理解を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (3) 随時、いじめ問題への取組について評価と改善に努める。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめの行為発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。生活ノート等を活用し、週2回行っている職員朝会や学年の打ち合わせ会で情報共有を行う。また、校務支援システムの「気づき」を活用し、担当職員が気づきに入力をし、全職員で情報共有を行う。
また、小さな事案であっても、月1回の「いじめ防止対策委員会」において、各学年主任より報告し、情報共有を行う。
- (3) いじめは教職員の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に気を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについては、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期発見・対応するため、生徒や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 生徒を対象とした生活アンケート調査を毎月行う。
6月は二戸市教育委員会によるもの。
- (2) 6月と11月に保護者を対象とした生活アンケート調査を行う。
共に学校によるもの。
- (3) 教育相談期間を通じて生徒から情報収集を行う。
- (4) (1)～(3)の結果について、「いじめ防止対策委員会」により情報を共有する。

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、いじめ防止対策委員会を通じて、全校体制で適切な対応を行う。

- (1) 本校におけるいじめの相談窓口は次のとおりとする。
 - 日常のいじめ相談(生徒や保護者) 全教職員

- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・・・全教職員又は二戸警察署
- ◎ 二戸市教育委員会との連携（0195-23-3111）・・・・・・・・教育相談担当
- ◎ 24時間いじめ相談電話（県教委：019-623-7830）・・・・教育相談担当、学級担任

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むのではなく、学級や学年を問わず速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
構成員は、校長、副校長、指導教諭、各学年主任、当該学年所属教員、養護教諭
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らされた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときはその場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに生徒指導主事に連絡し、校長の指導の下、「いじめ防止対策委員会」を開催し、全教職員の共通理解を図り、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを「いじめ防止対策委員会」が適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事案を確認する。
- (5) いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への支援を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要であると認められたときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、所属教室以外の部屋等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図りながら、指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (2) 学級集団等、当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全校生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、全教職員で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、二戸市教育委員会及び二戸警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、二戸市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに二戸警察署に通報し、適切な助言を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 原則年1回、情報モラルの向上を図るための講演会を開催する。(二戸警察署、通信機器関連会社等への講師依頼を隔年で行い開催する。)

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめによって本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- (2) いじめより本校に在籍する生徒等が相当の期間、本校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに二戸教育委員会に報告する。
- (2) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

※ 学校が調査の主体となる場合

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない、学校評議員、主任児童委員、学校医等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果は、速やかに二戸市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について経過報告を含め、適時・適切な方法により誠意をもって情報提供する。ただし、関係者の個人情報に関わることについては配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。その際、あらかじめ二戸市教育委員会から助言をもらっておく。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校全体で組織的に取り組む。

※ 二戸市教育委員会が調査の主体となる場合

二戸市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。